

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 木曽三川下流部の取組方針

令和 3 年 8 月 31 日

みずぼうさいきょうぎかい

木曽川下流水防災協議会

海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曽岬町
岐阜県 西濃県事務所・大垣土木事務所
愛知県 海部県民事務所・海部建設事務所
三重県 桑名地域防災総合事務所・桑名建設事務所
(独)水資源機構 中部支社
近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構、中部運輸局
気象庁 岐阜地方气象台・名古屋地方气象台・津地方气象台
中部地方整備局 木曽川上流河川事務所・木曽川下流河川事務所

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成委員	5
3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案	6
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	19
6. 概ね 5 年間で実施する取組	20
7. フォローアップ	26

凡例

赤色文字：これまでの取組進捗と緊急行動計画に関する事項

緑色文字：流域治水プロジェクトに関する事項

青色文字：TNTに関する事項

1. はじめに

木曽川水系は、長野県木曽郡木祖村の鉢盛山（標高 2,446m）を源とする木曽川と、岐阜県郡上市の大日ヶ岳（標高 1,709m）を源とする長良川、岐阜県揖斐郡揖斐川町の冠山（標高 1,257m）を源とする揖斐川の 3 河川を幹川とし、山地では峡谷をなし、それぞれ濃尾平野を南流し、我が国最大規模の海拔ゼロメートル地帯を貫き、伊勢湾に注ぐ、流域面積 9,100km² の我が国でも有数の大河川である。地域では、これら 3 河川を木曽三川と呼んでいる。

岐阜県、愛知県、三重県にまたがる木曽三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野に位置し、昭和 34 年 9 月の台風第 15 号（伊勢湾台風）では、死者・行方不明者 5,098 名、床上浸水家屋 157,858 棟、浸水面積 310km²、最大浸水期間 120 日以上という甚大な被害を受けるなど、水災害に対して脆弱な地形となっており、洪水や高潮により破堤氾濫が発生すれば、大きな被害が発生する可能性がある。

このような背景の中、木曽三川下流部においては、平成 22 年 2 月に、高潮・洪水時の浸水の早期解消ならびに地震時の地域の応急活動への寄与を目的とし、「木曽三川下流部広域防災ネットワーク検討会」を設立し、木曽三川下流部広域防災ネットワーク構築に向けた検討を行うとともに、平成 25 年 1 月には、木曽三川下流部が広域に浸水しても犠牲者ゼロを実現するために必要な広域避難施策とは何かを検討し、その必要事項の具体化を図り、ひいては東海地方のゼロメートル地帯を対象とした広域的な危機管理行動の実現の一助となることを目的に、沿川 5 市町（桑名市、木曽岬町、弥富市、愛西市、海津市）とともに「木曽三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成 27 年 10 月には、広域避難実現に向け取り組むべき内容等について、「木曽三川下流部 高潮・洪水災害広域避難計画策定に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）としてとりまとめた。また平成 28 年 10 月からは、アクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある 3 市町村（津島市、蟹江町、飛島村）を新たに加え、8 市町村による広域避難実現に向けた組織「木曽三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立したところである。

一方、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、またこれらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて」が答申された。

また、平成 17 年 8 月のハリケーン・カトリナによる米国での大規模な高潮被害を受け、わが国のゼロメートル地帯の高潮対策のあり方について考える「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」（本省）が設置され、平成 18 年 1 月に提言が出された。この提言では、三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）において地域協議会を設置することが位置づけられ、国、地方自治体、施設管理者等の関係機関が共同し、「危機管理行動計画」を策定することが求められた。その提言を受け、濃尾平野のゼロメートル地帯においては、「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」を設置することとなった。

平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審査会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、多くの関係者と事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされた。

令和 2 年 4 月には、法制度や施策の変更等、災害対応を取り巻く状況が変化したとして、「危機管理行動計画（第四版）」が策定された。

平成 28 年 8 月の台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川で加速化させるため、平成 29 年 6 月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、これに合わせて「水防災意識社会」の実現に向けた緊急的に実施すべき事項について「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という）をとりまとめた。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨をはじめとする大規模水害の発生を受け、平成 31 年 1 月に緊急行動計画の改定が行われた。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚災害が頻発している状況を鑑み、国土交通省は「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を答申し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への変換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

木曽三川下流部においても、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験したことを受け、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、関係市町村や県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことで、「水防災意識社会」を再構築することを目的に、木曽三川下流部の氾濫域にある 8 市町村（海津市、愛西市、弥富市、桑名市、木曽岬町、津島市、蟹江町、飛島村）と県（岐阜県、愛知県、三重県）、（独）水資源機構中部支社、気象庁（岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台）、中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所）において、平成 28 年 7 月 6 日に

「木曽川下流水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。（本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会である）

また、令和 2 年 9 月 17 日の規約改正では、新たに近畿日本鉄道（株）、養老鉄道（株）、（一社）養老線管理機構、及びオブザーバーとして中部運輸局を構成委員として加えている。これにより、国・県・市町や、流域の多様な主体との連携強化を図る。また、今後の各市町との検討の中で、広域避難など複数市町での対応が必要な課題や、流域全体で取り組むべき課題については、既存の流域単位の枠組みである協議会を活用して検討・実施することとする。また、協議会は流域に関係する多様な主体の参画を得て、被害軽減対策の取組を推進するものとする。

本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、令和 7 年までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の取組方針」（以下「本取組方針」という。）としてとりまとめたものである。

このような推進体制のもと、平成 28 年度から令和 2 年度までの取組進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである。

- ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組を進めていく。
- ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。
- ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。
- ④ 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）を進めていく。

各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に開催する協議会において、対策の進捗状況の共有や、必要に応じて本取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

※この協議会で対象とする木曽三川下流部とは、木曽三川直轄管理区間のうち、
図-1 に示す木曽川下流河川事務所管内を対象としたものである。

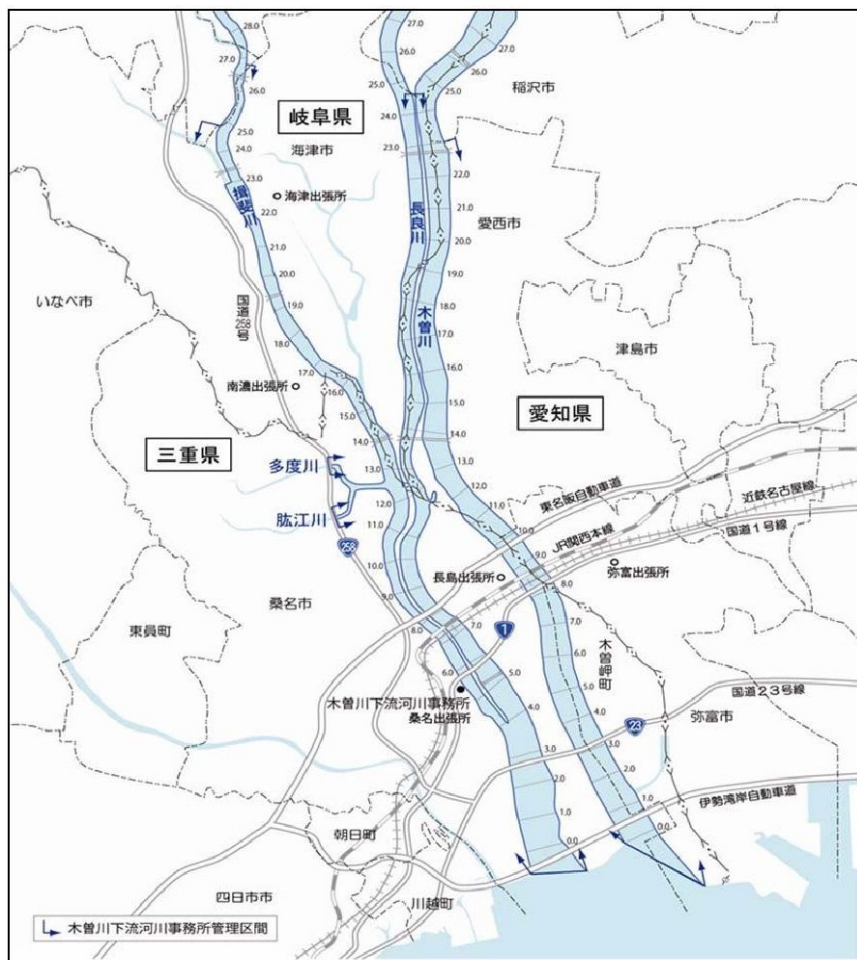


図-1 木曽川下流河川事務所管内図

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれの構成委員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は以下のとおりである。

		構成機関	構成委員
市町村		海津市 愛西市 津島市 弥富市 蟹江町 飛島村 桑名市 木曽岬町	市長 市長 市長 市長 町長 村長 市長 町長
県	岐阜県	西濃県事務所 大垣土木事務所	所長 事務所長
	愛知県	<u>海部県民事務所</u> 海部建設事務所	<u>事務所長</u> 事務所長
	三重県	桑名地域防災総合事務所 桑名建設事務所	所長 所長
(独)水資源機構		中部支社	事業部長
<u>近畿日本鉄道(株)</u>			<u>施設部長</u>
<u>養老鉄道(株)</u>			<u>鉄道営業部長</u>
<u>(一社)養老線管理機構</u>			<u>代理理事</u>
国土交通省	気象庁	岐阜地方気象台 名古屋地方気象台 津地方気象台	台長 台長 台長
	中部地方整備局	木曽川上流河川事務所 木曽川下流河川事務所	事務所長 事務所長
<u>オブザーバー</u>		<u>中部運輸局</u>	<u>鉄道部安全指導課長</u>

3. 流域の概要と水防災に対する主な懸案

(1) 流域の特性

木曽三川下流部は、我が国の三大経済圏の1つである中部圏の中央に位置し、名古屋市から近く高速道路や幹線国道も整備され、立地条件がよいことから、地域には国家戦略特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」を担う企業など、日本を代表するものづくり企業が集積しているほか、全国屈指の大型レジャー施設をはじめとする多くの観光資源も有しており、また、河川の豊富な水の恩恵を受け、トマトやレンコンなど農産物の有数の産地となっている。

一方で、地形的には低平地が広がり、特に名古屋市港区付近から津島市・岐阜県 養老町付近を結ぶ線より南側では、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯となっている。また高度経済成長期には、地下水の過剰な汲み上げ等により急速に地盤が低下したが、現在では地下水の揚水規制が行われ、沈下は沈静化傾向となっているが、依然、地盤は海面下にある。そのため、洪水や高潮により堤防から越水、決壊氾濫した場合には、極めて甚大な被害が発生すると予測される。

(2) 過去の洪水等による被害状況

木曽三川下流部においては、昭和34年9月に発生した台風第15号（伊勢湾台風）により、甚大な被害を受けて以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していない。

○昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）

昭和34年9月26日、和歌山県潮岬に上陸した台風第15号（伊勢湾台風）は、低気圧と激しい風による海面上昇が驚異的な高潮を発生させ伊勢湾一帯を襲い、愛知・岐阜・三重の東海三県において死者・行方不明者4,645人、被災者数120万人に達する未曾有の大惨事をもたらした。

特に大きな被害を受けたのは人家の密集している名古屋市南部及び西部・愛知県海部郡一帯・三重県桑名市及び桑名郡一帯の木曽三川河口部付近で、堤防決壊により、堤内地は一瞬にして泥水の下となった。海水の浸水は310km²の地域にも及びそのうち230km²は浸水期間が2ヶ月以上も続いた。

(3) 広域避難に向けた取組

気候変動により将来起こりうる巨大台風襲来によって、木曽三川下流部において生じうる洪水・高潮災害による“犠牲者ゼロ”を実現するためには、浸水想定区域外への適切な広域避難誘導とそのための計画が必要となっており、濃尾平野はその特殊性から自治体からの避難情報の発令前に浸水想定区域外への避難（自主的危機回避行動）や交通規制、バスの調達などの大規模輸送の事前計画が重要である。また、巨大台風襲来に伴い木曽三川下流部において生じうる大規模な高潮・洪水災害の危険性や広域避難の必要性について、地域社会（行政・住民双方）においてそれに備える社会的気運を醸成し、問題意識を共有しながら、広域避難等に関する課題を解決していくことが重要となっている。

このような背景から、木曽川下流河川事務所及び沿川 5 市町（桑名市、木曽岬町、弥富市、愛西市、海津市）等において、平成 25 年 1 月に「木曽三川下流部 高潮・洪水災害広域避難検討会」を設立し、平成 27 年 10 月には、木曽三川下流部高潮・洪水災害広域避難計画を策定するために、平時より木曽川下流河川事務所及び沿川 5 市町等が実施・解決すべき課題等について、アクションプランとしてとりまとめた。

またアクションプランの策定により、取り組むべき内容を検討する段階から、取り組みを着実に実施し、広域避難を実現していく段階に移行したことから、はん濫域にある 3 市町村（津島市、蟹江町、飛島村）を新たに加え、8 市町村による広域避難実現に向けた組織「木曽三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を平成 28 年 10 月に設立した。さらに、令和 2 年 9 月には近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、(一社)養老線管理機構及びオブザーバーとして中部運輸局が参画している。本プロジェクトでは、3 市町村拡大に伴うアクションプラン等の拡充を図るとともに、各市町村による取り組みの発信や、市町村の枠を越え地域全体で検討すべき内容に関する意見交換を行うことで、地域社会における社会的気運の醸成を図りつつ、適時・的確な広域避難誘導の実現に向けた計画を策定していくこととしている。令和 2 年 8 月には、「高潮・洪水災害広域避難計画」として第 1 版を策定した。

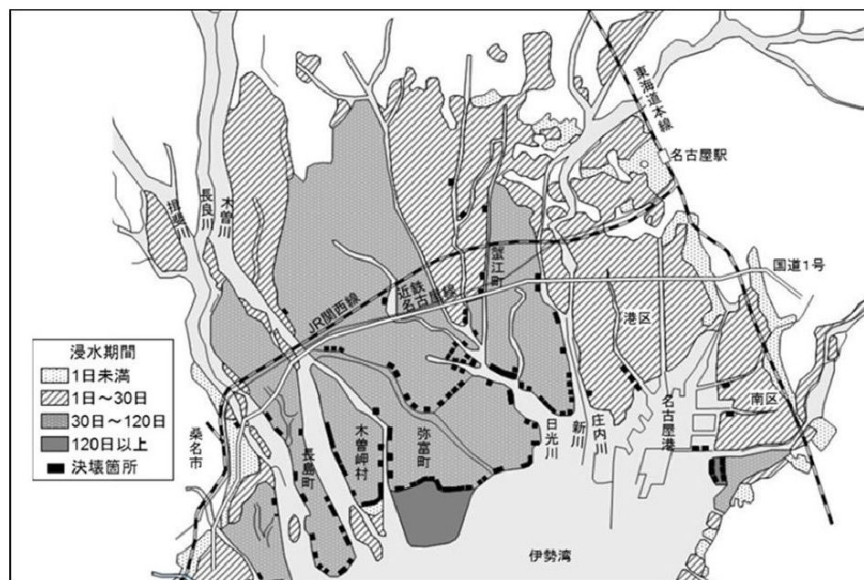
なお、濃尾平野海拔ゼロメートル地帯においては、平成 18 年度より「東海ネーデルラント高潮・洪水地域協議会」において計画規模を超える高潮や洪水による被害の最小化を目指した検討を重ねるとともに、連携して行動する際の「規範となるよう定めた計画」として、「危機管理行動計画」を策定しており、広域避難実現プロジェクトとの連携も図っているところである。

(4) 水防災に対する地域特性

木曾三川下流部が抱える水害に対する地域特性は以下のとおりである。このような中、洪水・高潮による犠牲者ゼロを目指し、沿川 8 市町村と連携し、「木曾三川下流部 広域避難実現プロジェクト」を設立し、検討と計画の策定を進めてきたため、自治体間での危機意識の共有が図れている。

- ① 我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置するため、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、下記が想定される。

- ・ 広い範囲にわたって浸水被害が生じるおそれ
- ・ 浸水被害が長期化するおそれ（伊勢湾台風では最長 120 日以上浸水）
- ・ 下流部市街地で甚大な被害が想定



伊勢湾台風による決壊箇所と浸水状況

出典：伊勢湾台風復旧工事誌上巻

- ② 昭和 34 年に発生した伊勢湾台風以降、大規模な浸水被害を伴う水害が発生していないため、下記が想定される。

- ・ 水害を経験した職員・水防団員の少数化、高齢化
- ・ 水害や地理的特性（海拔ゼロメートル地帯）に対する住民の意識が希薄

4. 現状の取組状況と課題

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。

本協議会では、平成 27 年関東・東北豪雨における大規模な浸水被害の発生や地球温暖化の進行による水災害の頻発化・激甚化が懸念される中、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における洪水・高潮により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曽三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提とした上で、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年 8 月台風 10 号、平成 30 年 7 月豪雨等の水害を教訓としつつ、各構成機関における現状の取組状況と課題を次の 5 つに区分し、抽出した。

- 1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題
 - ・ 情報伝達・避難計画等に関する事項
 - ・ 避難に資する整備等に関する事項
- 2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題
 - ・ 住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- 3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題
 - ・ 水防活動・水防体制に関する事項
 - ・ 市町村庁舎等の水害時における対応に関する事項
- 4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題
 - ・ 氾濫水の排水に関する事項
- 5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題
 - ・ 河川整備等に関する事項
 - ・ その他防災・減災に資する整備に関する事項

区分毎、各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供	<u>現状</u> ・雨量の状況、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（木曽川下流河川事務所・地方気象台共同）を発表し、自治体等へ伝達 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、洪水予報について、地域防災計画等に位置付け ・<u>水害リスクラインを公表</u> ・<u>洪水の危険度分布（キキクル）をはじめとする情報の提供</u> ・<u>素早く必要な気象情報を閲覧できるような気象庁 HP のリニューアル</u> <u>課題</u> ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに対し、住民の理解の向上が必要 ・<u>洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民の理解が必要</u> ・<u>警戒レベル相当情報の見直し</u>	1-A
		ホットラインの実施	<u>現状</u> ・木曽川下流河川事務所から首長に対し、直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、情報伝達（ホットライン）を実施 ・各市町村において、ホットラインの位置付けについて役所内に周知 ・気象台において、ホットラインによる即時的な解説、助言を実施 <u>課題</u> ・ホットラインにおける報告内容に関する事前調整が必要 ・ホットラインの訓練が一部未実施	1-B

事項	項目	内容	現状・課題	
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	タイムラインの策定	現状 ・各市町村でタイムラインの策定済み	1-C
			課題 ・作成したタイムラインの運用として、訓練や課題の抽出などが未実施	
	避難指示等の発令	避難指示等の発令	現状 ・各市町村において避難勧指示等を発令 ・各市町村において、地域防災計画等に避難指示等の発令基準を記載	1-D
			課題 ・各市町村の避難指示等の発令状況が、河川管理者、各市町村間で適時・適切に把握できていない ・発令状況伝達ルールの確立が必要	
			課題 ・犠牲者ゼロ実現に向け、気象情報を活用した早期避難（台風上陸 36～24 時間前）の意思決定基準を定めることが必要 ・管内市町村の連携のもとで整合がとれた広域避難の意思決定を行うとともに、国や県なども含めた意思決定体制および指揮系統を整備することが必要	1-E
	広域避難	避難場所の指定状況	現状 ・各市町村において、避難場所として公共施設等を指定 ・避難先市町村との協定の検討 ・避難先の建設	1-F
			課題 ・避難先の選定、拡充を図ることが必要 ・地区単位での避難先および避難経路の設定が必要 ・逃げ遅れた住民の避難誘導に向けて、自宅や高層建物への垂直避難当の緊急避難の方針、誘導方策の検討が必要 ・要配慮者利用施設における利用者の避難行動の計画が必要 ・避難先市町村と要配慮者施設の連携した訓練の実施	

事項	項目	内容	現状・課題	
広域避難	広域避難	<u>大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組</u>	<u>現状</u> ・東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会（TNT）において、大規模台風による高潮・洪水に対する広域避難等に係る検討を重ねている <u>課題</u> ・避難先、避難誘導の方法、避難の手段、避難に必要なとなる協定・設備等の多岐にわたる調整が必要 ・地域防災計画等への反映等、実効性の確保が課題 ・広域避難の必要性について、さらなる周知が必要	1-G
		避難誘導の主体	<u>現状</u> ・避難誘導は市町村職員、消防団、自主防災組織、自治体、警察等が担っている ・ <u>地域防災計画に誘導体制について記載</u> ・ <u>避難訓練を通じて消防団の誘導体制の確立を促進</u> <u>課題</u> ・時間が深夜の場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に誘導できない恐れが考えられる ・ <u>車の誘導、渋滞への対策として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる</u>	1-H

事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する整備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	<u>現状</u> ・各市町村において、防災行政無線、広報車、避難に用いるバスを整備・確保 ・<u>市有バス、民間バスによる区域外への避難訓練を実施</u> ・<u>鉄道等の事前運休に関する影響を検討（取組事例）</u> <u>桑名市：三重交通と相互支援・協力協定を締結（R2.8）</u> <u>愛西市：市有バスや民間バスによる区域外への避難訓練の実施</u> <u>木曽岬町：広域避難訓練を実施して、いなべ市の一時滞在施設に移送（対象者：要配慮者）（R1.9）</u> <u>蟹江町：鉄道等の事前運休に関する影響検討</u> <u>課題</u> ・広域避難におけるバス利用のニーズの把握が必要 ・バスのニーズをふまえて、民間事業者を含めバス等の輸送手段の確保が必要・効率的な避難者の輸送に向け、バス輸送のための集合場所、避難先、避難経路の設定が必要 ・バスだけでなく、鉄道の輸送能力を念頭に、広域避難における鉄道利用の方針について検討することが必要	1-I

事項	項目	内容	現状・課題	
避難に資する設備等に関する事項	避難に資する設備等の整備	避難に関する協定締結	<u>現状</u> ・ <u>H28 の段階で全市町村が近隣市町と協定を締結</u> ・ <u>企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結（取組事例）</u> <u>津島市：民間協力に関する新たな取組として、市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結</u> <u>桑名市・愛西市・海津市：</u> <u>「災害時における相互応援協定」に基づき、海津市民を非常時に「多度公民館」、「多度中小学校」に一時避難</u> <u>桑員 2 市 2 町：「浸水時における広域避難に関する協定」により桑名市・木曽岬町の住民をいなべ市・東員町へ避難</u> <u>課題</u> ・ 避難所使用等に関する協定の締結推進が必要 ・ 受け入れ先の自治体および住民に、広域避難に関する必要性等について理解を求め、協力を仰ぐことが必要 ・ 広域避難の全体最適を求める際の、一部地域で生じる移動距離・時間の増加などに関する理解の促進が必要	1-J
		避難に資する設備等の整備状況	<u>現状</u> ・ <u>全市町村が防災行政無線、看板などの拡充を実施</u> <u>課題</u> ・ 避難所の拡充<u>及び</u>、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・ <u>設置した設備に対して改善点の検討</u>	1-K

2) 地域住民の防災意識向上のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	想定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	<u>現状</u> ・木曽川下流河川事務所において、計画規模降雨を対象とした浸水想定区域図及び高潮・洪水氾濫が発生した場合の様子をシミュレーションで確認できる「木曽三川下流域『動く』高潮・洪水ハザードマップ」をHPで公表 ・<u>県では、想定最大規模の外力に対する高潮の浸水想定区域図を公表</u> ・各市町村において、洪水等ハザードマップを作成し、配布 ・気象台において、ハザードマップ策定に関する助言を実施 <u>課題</u> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 ・<u>水害リスク情報の空白地帯が存在する</u>	2-A
	住民等への情報伝達	住民等への情報提供	<u>現状</u> ・雨量・水位等の情報や避難情報を様々なツールで提供 <u>課題</u> ・観光客（外国人等）への提供が必要	2-B
	住民等への情報伝達	CCTVカメラ映像の提供	<u>現状</u> ・CCTVカメラ映像の一部を、河川管理者、ダム管理者においてHPで公開 ・一部の市町村において、河川管理者等のHPとリンクし公開 <u>課題</u> ・より多くのCCTVカメラ映像の公開と<u>高度化、情報の入手、活用方法の周知</u> ・より多くの市町村で、河川管理者等のHPとリンクし、公開していく必要あり	2-C

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等 への周 知・教育・ 訓練に関 する事項	避難に関 する教育、 訓練	避難に関 する広報	<u>現状</u> ・木曽川下流河川事務所 HP において、 の位置や避難のタイミング、避難 経路を入力することで、その場で範囲 的な避難シミュレーションを実施す ることができる「木曽三川下流域『動 く』高潮・洪水ハザードマップ」等を 公開 ・市町村において避難に関するさまざ まな広報を実施 ・気象庁 HP の「知識・解説」において、 水害に関する防災気象情報の活用例 などを掲載 ・ダム情報について、情報表示盤に表示 <u>課題</u> ・広域避難が必要と思われる場合の早期段階 における住民避難の促進のための広報の あり方、戦略を検討することが必要 ・広域避難に伴う早期避難に対する住民受 容、理解促進を図ることが必要 ・地域の水災害リスク、広域避難の必要性に 関する理解、主体的な意思決定による広域 避難や日頃からの備えの促進を図ること が必要 ・より有効な意識啓発や共助支援のための資 料・ツールの作成が必要 ・大規模水害に対する社会的気運を醸成する ための意識啓発の実施が必要	2-D

事項	項目	内容	現状・課題	
住民等への周知・教育・訓練に関する事項	避難に関する教育、訓練	避難に関する教育	<u>現状</u> ・各市町村等において、避難に関する教育を実施	2-E
			<u>課題</u> ・防災・減災について意識の低い住民の意識向上の必要あり	
			<u>課題</u> ・学校防災教育における意識啓発の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要	2-F
		避難に関する訓練	<u>現状</u> ・自治会における訓練を支援	2-G
			<u>課題</u> ・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・ <u>地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</u>	

3) 的確な水防活動のための取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	河川水位等の情報提供等	水防警報の提供	<u>現状</u> ・木曽川下流河川事務所において、基準水位観測所の水位に基づいて、「水防警報」を発令 ・川の防災情報や気象庁 HP で「洪水予報」を一般に公開 ・各市町村において、地域防災計画等に水防警報を位置付け ・ <u>各市町村において木曽川下流河川事務所との間でタイムラインを策定</u> ・ <u>水害リスクラインを公表</u> ・ <u>洪水の危険度分布（キキクル）をはじめとする情報の提供</u>	3-A
			<u>課題</u> ・ <u>上記ツールが、十分に活用されるように周知が必要</u>	

事項	項目	内容	現状・課題	
水防活動・水防体制に関する事項	水防活動の実施体制	水防活動の実施者	<u>現状</u> - 水防活動は消防団等が担っている <u>・一部市町で消防団活動マニュアルの策定</u> <u>課題</u> - 水防活動実施者の高齢化により水防工法技術が伝承されにくくなっている - サラリーマン化による昼間の人員確保が困難 <u>・避難誘導体制の検討が必要</u>	3-B
	水防資機材の整備状況	水防資機材の備蓄状況	<u>現状</u> - 木曽川下流河川事務所や市町村、県において、土のう袋やロープ、ブルーシートなどの水防資機材を水防倉庫に準備 <u>・防災センターの整備、水防倉庫の拡充</u> <u>課題</u> - 複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合の資機材の不足 - 各機関の備蓄情報が共有されていない - 資機材の提供ルールが定まっていない	3-C
	重要水防箇所の公表等	重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同巡視の実施	<u>現状</u> - 重要水防箇所を木曽川下流河川事務所HPで公表 - 水防活動実施者との連携強化を図るため、合同巡視を実施 <u>課題</u> - 重要水防箇所の更なる周知が必要	3-D
市町村庁舎の水害時における対応に関する事項	市町村庁舎の浸水対策	市町村庁舎の浸水対策の実施状況	<u>現状</u> - 浸水想定区域内に庁舎があるため、浸水対策を実施済み <u>・輪中堤等の掘削、切土等を制限</u> <u>課題</u> <u>・浸水時の耐水対策の推進</u> <u>・輪中堤の保全</u>	3-E

4) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
氾濫水の排水に関する事項	排水設備の操作・運用	排水設備の操作・運用状況	<u>現状</u> ・樋門等は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施	4-A
			<u>課題</u> ・排水設備の位置、規模等の情報を関係機関で共有が必要	
	災害対策車両等の操作・運用	災害対策車両等の操作・運用状況	<u>現状</u> ・防災イベント等において排水ポンプ車や照明車等、災害対策車両の展示を実施 ・災害対策車両は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、操作に携わる職員等への操作訓練を実施し、常時、災害発生に対応した出動体制を確保	4-B
			<u>課題</u> ・木曽川下流河川事務所等で所有している災害対策車両に関する情報の市町村への更なる周知が必要	
	排水計画	排水計画の策定状況	<u>現状</u> ・計画規模を上回る高潮・洪水による濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、「濃尾平野の排水計画」を策定	4-C
			<u>課題</u> ・より具体的な計画となるよう、排水計画の改定が必要	

5) 河川管理施設等の整備に関する取組の現状と課題

事項	項目	内容	現状・課題	
河川整備等に関する事項	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	<u>現状</u> ・河川整備計画に基づき、堤防断面や河道断面が不足する区間の整備を実施 <u>・透過型砂防堰堤等の整備を実施</u>	5-A
			<u>課題</u> ・河川整備計画で目標とする流量に対し、流下能力が不足している区間あり <u>・土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備</u>	
	危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策の実施状況	<u>現状</u> ・越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、一部区間を除き、アスファルト等による天端の保護を実施	5-B
			<u>課題</u> ・一部、天端の保護が未施工の区間あり	
その他防災・減災に資する整備に関する事項	防災拠点等の整備	防災拠点等の整備状況	<u>現状</u> ・高潮堤防補強等を実施 ・広域防災ネットワーク構築に向け、防災拠点の整備等を実施（ <u>城南防災 ST、白鷺防災 ST、源録防災 ST、高畑防災 ST、福島防災拠点、福原新田防災拠点、立田防災拠点、福江防災拠点、高須防災拠点、野寺防災拠点</u> ）	5-C
			<u>課題</u> ・防災拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりが必要	

5. 減災のための目標

木曾三川下流部は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯に位置することから、洪水や高潮で堤防が被災した場合には、広範囲かつ長期にわたって浸水被害が生じるおそれがあるとともに、市街地での人的被害や海水の影響による農業への被害を含む社会経済被害などが想定される。そのため、防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。令和7年度までに、木曾三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指すものとする。

【5 年間（令和 7 年度まで）で達成すべき目標】

木曽三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指す。

※大規模な水害：

想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害

※人的被害の最小化：

大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減

※社会経済被害の最小化：

大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また上記目標達成に向け、今後概ね 5 年間で河川管理者が実施するハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）に加え、木曽三川下流部において、次の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- 1）洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2）迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3）洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

6. 概ね 5 年間で実施する取組

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風における高潮・洪水により広範囲かつ長期間の浸水被害を経験した木曽三川下流部において、再び施設能力を上回るような高潮や洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は以下のとおり。

※主な取組項目に記載する英字は、「4. 現状の取組状況と課題」との関連を示す。

※取組機関は以下のとおりとする。

河川管理者：木曽川下流河川事務所

市町村：海津市、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町、飛島村、
桑名市、木曽岬町

県：岐阜県、愛知県、三重県

気象台：岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台

ダム管理者：（独）水資源機構中部支社

実現プロジェクト：木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト

TNT：東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会

流域治水：木曽川水系流域治水プロジェクト

1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関
1-A	・ <u>わかりやすい教材等を用いた防災教育の実施</u> ・ <u>地域防災力の向上のための人材育成</u> ・ <u>防災施設の機能に関する情報提供の充実</u> ・ <u>浸水実績等の周知</u> ・ <u>災害リスクの現地表示</u> ・ <u>洪水予報や河川水位の状況に関する解説</u> ・ <u>ICTを活用した洪水情報の提供</u> ・ <u>水害危険性の周知促進</u> ・ <u>避難計画作成の支援ツールの充実</u> ・ <u>ダム放流情報を活用した避難体系の確立</u> ・ <u>水害リスクラインの活用</u> ・ <u>住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底</u> <u>(マイタイムラインの作成)</u> ・ <u>避難指示の前倒し</u> ・ <u>鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成</u>	<u>令和3年度～</u>	<u>木曽下</u> 市町村 気象台 <u>TNT</u>
1-B	・ 堤防決壊のおそれがある場合等に実施する首長等への情報伝達（ホットライン）における情報伝達内容の整理及びホットラインの訓練の実施	<u>引き続き実施</u>	<u>木曽下</u> 市町村 気象台※ ※訓練のみ
1-C	・ <u>タイムラインを活用した訓練の実施、課題抽出・改善</u>	<u>毎年実施</u>	<u>木曽下</u> <u>市町村</u>
1-D	・ 木曽三川に係る市町村の避難<u>指示</u>等の発令状況について、木曽川下流河川事務所への発令状況伝達ルールの確立	<u>引き続き実施</u>	<u>木曽下</u> 市町村※ ※ルール確立のみ
1-E	「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 <u>TNT</u> での取組 ・ 広域避難の意思決定タイミング ・ 意思決定体制・広報体制の確立	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>
1-F	「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 <u>TNT</u> での取組 ・ 広域避難先の確保 ・ 避難経路の設定 ・ 逃げ遅れた住民の緊急避難誘導體制の確立	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>

主な取組項目		目標時期	取組機関
1-G	・ <u>市町村避難指示と連動したタイムラインの策定・運用</u> ・ <u>応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充</u> ・ <u>想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表</u>	<u>令和3年度～</u>	<u>TNT</u>
1-H	・ <u>避難誘導体制の検討（地域防災計画の更新）と避難誘導者（消防職員、水防団員、警察官、市職員など）の訓練実施</u> ・ <u>渋滞への対策として交通整理、交通規制等、バスの調達などの大規模輸送の事前計画</u>	<u>令和3年度～</u>	<u>市町村</u> <u>関係機関※</u> <u>※訓練のみ</u>
1-I	「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 <u>TNT</u> での取組 ・ 広域避難におけるバスの活用 ・ 広域避難における鉄道の活用	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>
1-J	「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、 <u>TNT</u> での取組 ・ 広域避難先の確保 ・ 避難経路の設定	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>
1-K	・ 応急的な避難所の確保及びそれに伴う避難所までの看板等の拡充 ・ <u>土地利用規制（災害危険区域等）地区からの移転の誘導</u>	引き続き実施 <u>令和3年度～</u>	市町村

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関
2-A	・ 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・ <u>水害リスク空白域の解消</u>	令和3年度～	木曽下 県
	・ 想定し得る最大規模の降雨等による洪水浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定・公表	引き続き実施	市町村 気象台※ ※策定に関する助言
2-B	・ 「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、<u>TNT</u>での取組 ・ 観光客の避難誘導・支援の検討・体制確立 ・ <u>浸水実績等の周知</u> ・ <u>ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</u> ・ <u>災害リスクの現地表示</u> ・ <u>市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実</u>	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、 <u>TNT</u> 木曽下 市町村
2-C	・ CCTV カメラ等の拡充と高度化、情報の入手、活用方法の周知、市町村 HP での公開の拡充 ・ <u>水位計の設置</u>	引き続き実施 令和3年度～	木曽下 市町村 県 ダム管理者
2-D	・ 「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、<u>TNT</u>での取組 ・ 広域避難の意思決定タイミング・意思決定体制・広報体制の確立 ・ 地域住民の自助力・共助力の向上	引き続き実施	実現プロジェクト、 <u>TNT</u>
2-E	・ 学校、自治会、定住外国人等に対する水害教育の拡充 ・ <u>住民一人一人の避難行動計画の認識の徹底（マイタイムラインの作成等）</u>	引き続き実施 令和3年度～	木曽下 市町村 県 気象台 <u>TNT</u>
2-F	・ 「木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト」、<u>TNT</u>での取組 ・ 地域住民の自助力・共助力の向上 ・ <u>自主的危機回避行動（自主避難）の啓発活動</u>	引き続き実施 令和3年度～	実現プロジェクト、 <u>TNT</u> 市町村
2-G	・ 円滑かつ迅速な避難に向けた関係機関が連携した避難訓練の実施 ・ <u>避難訓練への地域住民の参加促進</u>	引き続き実施 令和3年度～	木曽下 市町村 県

3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組

	主な取組項目	目標時期	取組機関
3-A	・市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」等の実施 ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 ・的確な気象情報の提供 ・防災気象情報の改善 ・避難指示の前倒し ・鉄道計画運休等を踏まえたタイムラインの作成	令和3年度～	気象庁 木曾下 市町村 TNT
3-B	・民間活用、税制措置等の推奨事例を参考とした水防団、消防団の人員確保に向けた取組の推進 ・水防関係者間での連携、協力に関する検討	令和3年度～	市町村 県
3-C	・水防に万全を期すための水防資機材の備蓄量の拡充及び水防資機材の保有状況の共有化 ・重要水防箇所の見直し	引き続き実施 令和3年度～	木曾下 市町村 県 ダム管理者
3-D	・住民や関係者等の理解・認識が高まる巡視の実施(より多くの地域住民や消防団が参加しやすい開催方法により実施) ・水防訓練の充実	令和3年度～	木曾下 市町村※ ※合同巡視のみ
3-E	・浸水時に稼働可能な雨水ポンプ場の把握 ・雨水ポンプの耐水対策の推進 ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備) ・浸水拡大を抑制する輪中等の施設の保全	令和3年度～	木曾下 市町村

主な取組項目		目標時期	取組機関
5-C	・迅速な防災活動に資するための防災活動拠点の整備 ・ <u>多数の家屋や重要施設等の保全対策</u>	引き続き実施 <u>令和3年度～</u>	<u>木曽下</u> <u>市町村</u>
	・防災活動拠点の的確・円滑な運用に向けたルールづくりの実施	引き続き実施	<u>木曽下</u> 市町村 県
5-D	・ <u>適切な土地利用の促進</u>	<u>令和3年度～</u>	<u>木曽下</u>
	・ <u>災害情報の地方公共団体との共有体制強化</u>		<u>市町村</u>

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。また、広域避難など複数市町及び流域全体に係る課題が出た場合については、協議会を活用して取組を検討・実施していくこととする。

今後、本取組方針に基づき減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、取組の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じ、本取組方針の見直しを行う。また実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容、技術開発の動向等、また災害発生等の今後の社会経済状況の変化や施策変化を踏まえ、随時、取組方針を見直すこととする。